

令和5年広審第3号

裁 決

引船A引船列灯標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月8日18時45分

瀬戸内海岡山水道

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 13.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 808キロワット

船種	船名	はしけB	はしけC
全長		45.00メートル	37.00メートル

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた2機2軸の鋼製引船で、a受審人ほか1人が乗り組み、船首1.2メートル船尾2.4メートルの喫水をもって、作業員1人を乗せて空倉のまま、船首0.7メートル船尾1.0メートルの喫水となった非自航鋼製はしけBを、その後方に作業員1人を乗せて空倉のまま、船首1.0メートル船尾1.2メートルの喫水となった非自航鋼製はしけCを縦列でえい航し、Aの船尾からCの後端までの距離が約150メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和3年11月8日12時00分香川県坂出港を発し、阪神港大阪区に向かった。

a受審人は、単独で操船に当たり、香川県直島北方沖合を東行していたところ、南東寄りの風が強まり、携帯電話で気象情報を入手して天候が悪化すると予想したので、岡山港で荒天避泊することとし、Aに船舶その他の物件を引いている航行中の動力船の法定灯火を、B及びCに他の動力船に引かれている航行中の船舶その他の物件の法定灯火をそれぞれ表示し、同港に向けて岡山県犬島南西方沖合を北上した。

ところで、岡山水道は、児島半島の北東側からほぼ西方に向かって岡山港に至る長さ約5海里、幅約900メートルの水道で、同水道中央部のツブシ礁灯標付近から西方海域の5メートル等深線に挟まれた可航幅が、約200メートルとなっていた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、岡山水道に入航したのち、岡山県小串港北部で岡山港を出港するフェリーを認

め、同船とツブシ礁灯標付近で航過すると判断したことから、同水道の右側端に寄って航行し、18時33分僅か過ぎ西大寺港九幡東1号防波堤灯台（以下「西大寺港灯台」という。）から201度（真方位、以下同じ。）240メートルの地点で、針路を265度に定め、折からの南東風により右方に3度圧流されて4.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

18時40分a受審人は、西大寺港灯台から256度1,030メートルの地点に達したとき、ツブシ礁灯標まで550メートルとなり、その後Cが右方に圧流されて同灯標に向かって接近する状況であったが、反航するフェリーの動静に気をとられ、えい航しているはしけの圧流によるツブシ礁灯標への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かないまま続航した。

a受審人は、18時44分僅か過ぎ岡山水道の中央に戻すため左舵をとったところ、18時45分西大寺港灯台から260度1,570メートルの地点において、A引船列は、船首が242度を向いたとき、原速力のまま、Cの右舷船首部がツブシ礁灯標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力6の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好で、岡山市に強風及び波浪注意報が発表されていた。

a受審人は、C作業員から報告を受け、Cとツブシ礁灯標との衝突を知った。

衝突の結果、Cは右舷船首部外板に凹損等を生じたが、のち修理され、ツブシ礁灯標は上部構造物のコンクリートに亀裂、破損を伴う擦過傷等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件灯標衝突は、夜間、岡山水道において、南東寄りの強風が吹く状況下、岡山港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、ツブシ礁灯標に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、岡山水道において、南東寄りの強風が吹く状況下、岡山港に向けて航行する場合、ツブシ礁灯標に向かって接近することのないよう、えい航しているはしけの圧流による同灯標への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、反航するフェリーの動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、Cが右方に圧流されてツブシ礁灯標に向かって接近する状況となったことに気付かないまま進行し、同灯標への衝突を招き、C及びツブシ礁灯標それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿